



在宅療養者の服薬管理に資する
お薬相談シート QA集

神戸市健康企画課

令和3年7月

QA 一覧

(お薬相談シートは以下「シート」とする)

問1:このシートが作成された背景は？

問2:どこで作成されたのか？

問3:在宅療養者の服薬管理に関する専門部会のメンバーとは？

問4:このシートはどんな時に使うのか？

問5:服薬に関する困りごとがある場合、全ての人にこのシートを使うのか？

問6:シートを送る薬局の優先順位は？

問7:非会員薬局は対象か？

問8:情報提供する時は、シートを全て記入する必要があるのか？

問9:流れ①探知について、問題を探知するのは(看護師)(ホームヘルパー)とあるが、その職種のみか？

問10:シートはどのように送るのか？

問11:医師や薬剤師への報告等は本人の了解を得る必要があるのか？

問12:認知症等、本人の同意が得られない場合はどうするのか？

問13:個人情報の取り扱いについて、シートに記載する項目があるのか？

問14:薬剤師が家庭訪問する必要があるケースとは？

問15:薬剤師が家庭訪問する場合の、介護保険の取り扱いはどうなるのか？

問16:ケアプランの作成は必要か？

問17:現在、在宅患者訪問薬剤管理指導、居宅療養管理指導を利用中の場合は、このシートをどう活用したらよいか？

問18:ケアマネジャー、訪問看護師、その他の職種(ヘルパー等)の人が、このシートを作成し薬局と連携した場合、介護報酬は算定できるのか？

問19:問い合わせ先は？

お薬相談シートの活用における QA 集

問1:このシートが作成された背景は？

→在宅療養者の服薬への理解や服薬管理が難しくても、服薬管理不良を早期に発見できない、また支援者同士の連携・情報共有が不十分である等の課題がありました。その状況を薬の専門職種である薬剤師と共有し、スムーズに解決するためのツールとしてシートが作成されました。

問2:どこで作成されたのか？

→地域包括ケアを推進するため、神戸市地域包括ケア推進部会に設置された「在宅療養者の服薬管理に関する専門部会」において服薬に関する課題の整理と解決策の検討を行い、解決策の1つとしてシート作成をしました。

問3:在宅療養者の服薬管理に関する専門部会のメンバーとは？

→医療・福祉に関わる幅広い分野の専門家を委員として協議しています。

問4:このシートはどんな時に使うのか？

→在宅療養者にとって身近な支援者である訪問看護師、ケアマネジャー、ホームヘルパー等在宅サービス提供者が課題を把握し、薬剤師へ相談したいが相談先に困る場合に使います。シートは薬局・薬剤師等と服薬管理不良を共有し、薬剤師とともに解決に繋ぐきっかけとするためのアセスメントツールです。

本人の問題意識がない場合でも、多量の残薬がある、飲みすぎによる薬の不足や副作用がある等、支援者が服薬管理上の問題に気づかれた方に対しても利用を検討してください。

(別図1参照)問題の解決には、薬の専門家である薬剤師の介入が効果的です。

問5:服薬に関する困りごとがある場合、全ての人にこのシートを使うのか？

→かかりつけ薬局があり、本人や支援者が気軽に相談できる場合はシートを使う必要はありません。

問6:シートを送る薬局の優先順位は？

①かかりつけ薬局

②かかりつけがなく複数の薬局に行かれている場合は、その中の一つの薬局を選んでください。

(基礎疾患等で長期的に飲んでいる薬を調剤している薬局等)

③特に、よく行く薬局等がない場合は、チラシの裏面を参考にいただき、患者さんの優先順位にあった薬局を兵庫県医療機関情報システムにて探してください。

④絞り込めない等の理由で探せなかった場合、神戸市薬剤師会に相談してください。

問7:非会員薬局は対象か？

→すべての薬局が対象となります。

しかし活用開始直後は、お薬相談シートの周知が行き届いていない可能性があります。

引続き周知を行っていきます。

問8:情報提供する時は、シートを全て記入する必要があるのか？

→把握している情報は、できる限り記入をお願いします。生活面等の細かな情報まで記載することはスペース上も困難です。シートは連携のきっかけとして概要を記載して頂き、シート送付後、薬剤師に電話で詳細をご連絡下さい。

問9:流れ①探知について、問題を探知するのは(看護師)(ホームヘルパー)とあるが、その職種のみか？

→在宅療養者が服薬に関する相談をしたり、実際の服薬管理状況の課題に気づけるのは在宅サービスに係る支援者になると思われます。

主として、訪問看護師・ホームヘルパーを含む在宅サービス提供者(フロー図注釈※2)を指しています。

問10:シートはどのように送るのか？

→薬局・薬剤師へシートをFAXします(③相談)。

その後薬局・薬剤師へ電話し、FAXが届いているか確認の上、療養者の気になる状況について連絡します。その際、薬学的な見地から提案を受けたり、介入方法を相談してください。(④相談)

※担当ケアマネジャーがいる在宅療養者において、看護師から薬剤師等へ相談・依頼した場合、ケアマネジャーと事前・事後の情報共有を図って下さい。

問11:医師や薬剤師への報告等は本人の了解を得る必要があるのか？

→本人の困り事に寄り添いながら、支援者が課題としてとらえた状況について医師や薬剤師に情報共有し解決をはかりたい旨伝え、情報共有への同意を求めてください。

問12:認知症等、本人の同意が得られない場合はどうするのか？

→ご家族がいる場合は、ご家族に課題となっている状況と相談の趣旨をお伝えし、同意を求めてください。

問13:個人情報の取り扱いについて、シートに記載する項目があるのか？

→シートの下段に同意に関するチェック欄があります。該当する欄をチェックして下さい。

問14:薬剤師が家庭訪問する必要があるケースとは？

→服薬への理解や服薬方法・管理が難しく、自宅における状況を直接薬剤師が確認の上、本人や家

族に対して相談に応じたり、指導を行うことが有効である場合、訪問による支援をご検討ください。

問15: 薬剤師が家庭訪問する場合の、介護保険の取り扱いはどうなるのか？

→ 居宅療養管理指導の適用になります。

薬局の薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した指導計画に基づき、当該利用者を訪問し、指導を行い、ケアマネジャーに情報提供した場合に算定します。居宅療養管理指導は給付管理の対象外(限度基準額の対象外)です。

問16: ケアプランの作成は必要か？

→ 居宅療養管理指導は給付管理の対象外であり、当該薬剤師等に対し必ずケアプランを交付しなければならないものではなく、交付していない場合に運営基準減算になることはありません。

ただし、ケアプランは介護保険外サービスも含めて、利用者の生活全体を総合的に支援する計画であることから、居宅療養管理指導及びその内容をケアプランに記載することが必要です。また、事業者との連携と図る意味で交付していただくのが望ましいです。

問17: 現在、在宅患者訪問薬剤管理指導、居宅療養管理指導を利用中の場合は、このシートをどう活用したらよいか？

→ シートは、服薬管理上の問題がある場合かつ相談できる薬局・薬剤師がいない場合、また訪問による相談・指導の検討が必要な場合の利用を想定しています。

在宅患者訪問薬剤管理指導を利用されている場合は、担当の薬剤師へ直接ご相談ください。特にシートを利用する必要はありません。

→ 居宅療養管理指導において、職種ごとに訪問回数が決められています。規定の回数以内であれば介護保険が適用となり、職種を組み合わせ対応することも可能です。

現在薬剤師の訪問がない場合は、薬剤師の訪問指導を検討してください。

問18: ケアマネジャー、訪問看護師、その他の職種(ヘルパー等)の人が、このシートを作成し薬局と連携した場合、介護報酬は算定できるのか？

→ このシートは連携により療養者の課題を改善することを目的としています。これまでの連携をよりスムーズにするためのツールの1つで、介護報酬の算定は想定しておりません。

問19: 問い合わせ先は？

お薬相談シートの運用に関すること : 神戸市健康局健康企画課 TEL (078) 322-0129
FAX (078) 322-6052
かかりつけ薬局に関すること : 神戸市健康局保健所医務薬務課 TEL (078) 322-6796
FAX (078) 322-5839